

東京都地区公共施設等整備事業(水害対策)補助金交付要綱

4都市整企第473号
令和5年 3月30日

第1 通 則

東京都地区公共施設等整備事業(水害対策)補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目 的

この要綱は、東京都地区公共施設等整備事業(水害対策)制度要綱(以下「制度要綱」という。)に基づき、制度要綱第2第1号に定める東京都地区公共施設等整備事業(水害対策)(以下「本事業」という。)を実施する自治体に対し、東京都知事(以下「知事」という。)が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第3 用語の定義

この要綱において「国庫交付金等」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱第3第1号に規定する社会資本整備総合交付金をいう。

第4 補助対象事業

補助対象事業は、以下の事業とする。

1 地区公共施設等整備事業(水害対策)

地区公共施設等整備事業(水害対策)の補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 事業計画の作成
- (2) 地区公共施設等の整備

第5 補助対象事業費の範囲

1 地区公共施設等整備事業(水害対策)

補助対象事業費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 事業計画の作成

ア 現況調査費

計画作成区域の現況調査に要する費用

イ 基本設計費

地区公共施設等の基本設計に要する費用

ウ 事業計画作成費

事業計画の作成に要する費用

(2) 地区公共施設等の整備

ア 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

イ 実施設計費

地区公共施設等の実施設計に要する費用

ウ 工事費

地区公共施設等の工事に要する費用(道路については幅員4メートル以上のものに限

る。)

第6 補助金額、補助率等

- 1 本事業に係る補助金額は、別表1に定めるところにより、補助対象事業費から国庫交付金等の特定財源を控除した額に補助率を乗じた額を限度に、予算の範囲内とする。
- 2 国庫交付金等について、社会資本整備総合交付金交付要綱第7第2項に基づく措置が行われた場合は、措置が行われた当該事業の当該年度及び次年度の国費は、国庫交付金等の交付対象事業費に国費率を乗じて得た額とすることができる。ただし、当該措置が行われた場合でも都補助金は、予算の範囲内とする。
- 3 2における社会資本整備総合交付金交付要綱第7第2項に基づく措置が行われた場合の処理については、原則として、同地区内において、2か年で処理を行うものとする。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱第7第2項に基づく措置が行われた期間が3か年以上の場合はこの限りではない。

第7 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 この要綱に基づく補助を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に、別記様式1(東京都地区公共施設等整備事業(水害対策)提出様式)を添付し、知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により施行者に通知するものとする。
また、当該決定に当たって補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

第8 交付決定の変更及び進捗状況報告

- 1 施行者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに第7第1項の定めに基づいて、補助金交付決定変更申請書(別記様式第3号)に別記様式1を添付し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の内容を審査し、変更を相当と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書(別記様式第4号)により施行者に通知するものとする。
- 3 施行者は、補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとする場合にあつては、補助金の経費の配分及び内容の変更申請書(別記様式第5号)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。
 - (1) 経費の配分の変更で、補助対象事業費の3割以内(補助対象事業費の3割が300万円以下の場合、300万円を上限とすることができる)の流用
 - (2) 工事の箇所、構造及び規模の変更のうち、都と施行者との間の個別協議により軽微な変更と認められたもの
- 4 知事は、事業の経費の配分又は内容の変更を承認した場合にあつては、補助金の経費配分及び内容の変更承認書(別記様式第6号)により施行者に通知するものとする。
- 5 施行者は、補助金の交付決定を受けた後、特別な理由が生じたために当該補助金の交付の取消しを必要とするときは、中止申請書(別記様式第7号)を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の申請を受けた場合は、事業の中止を審査し、中止の承認又は中止を承認しない旨の通知書(別記様式第8号)により施行者に通知するものとする。

- 7 知事は必要と認める場合には、施行者に対し、随時補助事業の状況の報告を求めることができる。
- 8 施行者は、知事より事業の進捗状況の報告を求められた場合、進捗状況報告書（別記様式第9号）により報告しなければならない。

第9 実績報告

施行者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書（別記様式第10号）に別記様式1を添付し、知事に報告しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、施行者に通知するものとする。

第11 補助金の交付

知事は、施行者から第10により確定した金額について、請求書（別記様式第12号）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第12 申請の撤回

施行者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請撤回申出書（別記様式第13号）により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

第13 補助金の交付の決定の取消し

- 1 知事は、施行者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助事業を中止したとき。
 - (4) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
 - (6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助対象事業費に達しないとき。
 - (7) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - (8) 事業内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
 - (9) 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第14号）により、施行者に通知するものとする。

第14 残存物件

- 1 施行者は、事業が完了した時に、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料（以下「残存物件」という。）が残存する場合は、残存物件調書（別記様式第15号）を提出し、当該残存物件をこの補助事業と同種の他の補助事業に使用することを認めた場合を除き、当該物件の残存価格に都の負担率を乗じて得た金額を返還するものとする。返還する金額の算定等については、国の「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省発会第74号建設事務次官通達）、「公営住宅建設事業等（指導監督事務を含む。）における残存物件の耐用年数について」（昭和35年6月7日付住発第191号住宅局長通達）、「社会資本整備総合交付金事業における残存物件等の取扱いについて」（平成23年3月31日付国官会第2531号国土交通事務次官通知）等の例によるものとする。
- 2 施行者は、残存物件を継続して同種の他の補助事業に使用する場合は、継続使用承認申請書（別記様式第16号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 知事は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、継続使用承認書（別記様式第17号）を施行者に通知するものとする。

第15 補助金の経理

施行者は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第16 監督等

知事は、施行者に対し、それぞれその施行する交付対象事業について、東京都地区公共施設等整備事業補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

第17 その他

この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。